

公益財団法人 日本サッカー協会
2016 年度 第 11 回理事会

協議事項

1	第 97 回天皇杯全日本サッカー選手権大会 ベストアマチュアシードの件
	<p>第 97 回天皇杯全日本サッカー選手権大会の都道府県選手権参加を免除する「ベストアマチュアチーム」を日本フットボールリーグ（JFL）が選出する 1 チームとしたい。</p> <p>ベストアマチュアチーム JFL 選出チーム ※JFL からの選出は、12 月 7 日開催の JFL 理事会にて決定する。</p>
2	JFA/J リーグ協働プログラム 日本人指導者海外派遣の件
	<p>（協議）資料No.1</p> <p>JFA/J リーグ協働プログラムの一環として、以下の指導者を派遣したい。</p> <p>派遣指導者：坪倉 進弥（つぼくら しんや） 派遣先：RSC アンデルレヒト（ベルギー1 部リーグ） 資格：JFA 公認 A ライセンス（2011 年取得） 役職：アカデミーコーチ 派遣期間：2017 年 1 月～12 月 費用負担：生活費（住居費、現地交通費、通信費等）、海外渡航費、傷害保険料 略歴：添付別紙のとおり</p>
3	審判員及び審判指導者に関する規則 改正の件
	<p>（協議）資料No.2</p> <p>審判員及び審判指導者に関する規則につき、以下の内容について改正したい。</p> <p>(1) 第 6 条、第 19 条 各級の資格の認定組織を現状と合わせて修正する。 旧) 全級において日本協会が認定する 新) 2 級→地域サッカー協会が認定する 3・4 級→都道府県サッカー協会が認定する</p> <p>(2) 第 9 条、第 23 条 新規で資格を取得する際に、審判員は「都道府県サッカー協会に所属をする」ということを明記することで、今回追加記載する第 12 条の 2、第 12 条の 3 の「所属協会変更」と「第二審判登録」の制度説明につながりやすいようにする。</p> <p>(3) 第 12 条、第 26 条 これまで運用で対応していた「所属協会変更」と「第二審判登録」と「休止」について明記する。</p>

4	JFA サッカー施設整備助成金の交付決定の件
<p>「JFA サッカー施設整備助成金 交付要項」に基づき、申請のあった以下の案件について、交付決定したい。</p>	
(1) 島根県 [申請概要]	
<p>① 申請者：島根県出雲市 ② 計画地：島根県出雲市矢野町 999 番地 ③ 申請区分：[助成区分 2] 地区サッカー施設整備助成事業 ④ 施設名：出雲健康公園多目的広場 ⑤ 助成対象事業：人工芝グラウンド（新設） ⑥ 助成金申請額：45,000 千円 ⑦ 工期：2016 年 12 月～2017 年 3 月中旬(予定)</p>	
<p>※助成金の支払は 2017 年 5 月末を予定し、<u>2017 年度予算</u>に計上する。</p>	
<p>※その他、詳細は別添資料のとおり。</p>	
(2) 大分県 [申請概要]	
<p>① 申請者：大分県中津市 ② 計画地：大分県中津市大字永添 2065 番地 1 ③ 申請区分：[助成区分 2]地区サッカー施設整備助成事業 ④ 施設名：永添運動公園 ⑤ 助成対象事業：人工芝グラウンド（新設） ⑥ 助成金申請額：30,000 千円 ⑦ 工期：2016 年 11 月～2017 年 9 月末(予定)</p>	
<p>※助成金の支払は 2017 年 12 月末を予定し、<u>2017 年度予算</u>に計上する。</p>	
<p>※その他、詳細は別添資料のとおり。</p>	
5	e サッカー事業創設 提案の件
<p>コンピュータゲームによるスポーツ(e スポーツ)の世界的な普及と、近年の急激な発展及び FIFA 公式大会創設以来 12 年の実績を踏まえ、e スポーツのサッカー競技(e サッカー)事業を創設することに取り組みたい。</p>	
<p>なお、本理事会承認後に、正式に競技会の開催の準備に入り、事業予算、大会要項、選手登録、チーム編成強化などについて適宜報告したい。</p>	
6	名誉役員に関する規則（内規） 改正の件
<p>(協議) 資料No.3①②③</p>	
<p>名誉役員に関する規則（内規）について、添付資料の通り改正したい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程名称を「名誉役員に関する規則（内規）」から「名誉役員に関する規則」に変更。 ・ 名誉会長、最高顧問、顧問、参与の任期を役員の任期に合わせ、全て「就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする」に変更。 ・ 定年制の取り扱いを役員に合わせ、「定年の年齢に達したその後の最初の定時評議員会の終結の時まで」から、「就任時に定年の年齢未満でなければならない」に変更。 ・ 誤記の修正（第 4 条 2 項） 	

- (正) 「名誉役員についても役員改選期の都度、理事会において承認する」
(誤) 「名誉役員についても役員改選期の都度、評議員会において承認する」

7 ユニフォーム規程 改正の件

(協議) 資料No.4

<概要>

JFL、全国社会人連盟より 2016 年 10 月 27 日付で、シャツ背中裾の広告掲示箇所を増やして欲しいという要望があり、検討した結果、ユニフォーム規程第 7 条について、添付のとおり改正したい。

また、「ストッキング」の文言を、競技規則で使用されている「ソックス」に統一する。

<施行日>2017 年 2 月 1 日